

## 2021 年度滋賀県内テキスタイル企業 海外展開支援事業利用条件兼同意書

1. 「2021 年度滋賀県内テキスタイル企業海外展開支援事業」の専門家（以下「専門家」といいます。）による支援サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に当たっては、本利用条件兼同意書（以下「本同意書」といいます。）をご確認ください。本サービスのご利用を開始した時点において、本同意書に定める事項に誓約かつ同意しているものとみなします。

2. 本サービスをご利用いただける企業、事業者等（以下、「申込者」といいます。）は、現在又は将来において海外市場の獲得を目的とした海外展開プロジェクトを計画している企業、事業者等（ただし、本サービスの支援を通じて得られる情報の提供を生業とする者を除きます。）とします。  
また上記に加え、以下の条件にあてはまる企業、事業者等に制限させていただきます。  
・滋賀県内に本社・事業所が所在する企業・団体等で、滋賀県内のテキスタイル製品を生産・販売している企業であること。

3. 本サービスの支援状況により、他のジェトロのサービスに取り次ぐことがあります。この場合、他のサービスには一部有料のサービスがあることをご了承ください。

4. 本サービスの申込者は、本サービスにおける担当者をジェトロに通知のうえ、ジェトロからの問い合わせ等に迅速に対応するものとします。また、申込者の商号、所在地、担当者その他重要事項について変更があった場合には、速やかにジェトロに通知します。

5. 本サービスの提供期間は最長で 2022 年 3 月 11 日（金）までとします。ただし、本サービスの提供期間は予告なく変更される場合があります。次の場合、サービス提供期間の途中で本サービスを終了します。  
(1) 本事業の予算が上限に達した場合。  
(2) 申込企業が少ないなどで、本サービスの継続が不当であるとジェトロが判断したとき。

6. 専門家は、海外展開に係わる知見を活用することにより、助言及び情報提供等のコンサルティングを行います。なお、かかる助言及び情報提供等の範囲を超えて、専門家単独での業務委託又は請負とみなされる行為、その他、上記範囲を超える行為等を承ることはできません。

7. 訪問面談日時及び専門家の出張日程等の確定後、申込者の都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等を受けた時点でジェトロ側に交通費（航空券代を含みますがこれに限られません。）、宿泊費のキャンセル料（又はキャンセル不可であった場合の当該実費）等の費用支出が発生した場合、当該支出費用相当額は申込者に負担いただきます。

8. 申込者は、本サービスによる海外展開の進捗及びその成果の把握のために、ご利用の都度、CS アンケートに必ず回答していただきます。また、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施するその他の調査にご協力をお願いすることがあります。なお、本サービスにより海外展開を実現した事例について、ジェトロ又は他の支援機関は、他の企業等に情報提供を行うことがあります。ただし、第 9 項に規定する場合を除き、申込者の承諾を得ることを要します。また、ジェトロが実施又は関与するセミナー等を通じた成果普及・広報活動への協力をお願いすることがあります。

9. 第 14 項ないし第 17 項の規定に係らず、申込者の企業名又は製品若しくは商品の名称等を公表させていただくことがあります。

10. 申込者は本サービスによって生じた権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

### 【免責事項】

11. ジェトロは、可能な限り正確な情報及び有用なサービスを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認並びに本サービスの採否は、申込者の責任と判断で行っていただきます。

12. 本サービスに基づく面談がアレンジされた後で、天災、ストライキ、暴動、労働争議等の産業妨害、不可避的な事故、その他のジェトロ又は専門家の責任によらない不測の事態や訪問先の都合により、当該面談のキャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。この場合、申込者に生じた苦情、異議申立て、訴えは受け付けず、かつ、これにより申込者に生じた損害には一切の責任を負いません。

13. 第 11 項及び第 12 項に掲げる場合を含め、本サービスの申込から本サービスを実施する過程で申込者に生じた直接損害、間接損害については、本サービスの提供期間中又は本サービスの提供期間終了後においてもジェトロ及び専門家は一切責任を負わないものとします。

### 【秘密保持・個人情報保護】

14. ジェトロ、専門家、及び申込者は、書面、電磁的方法、口頭その他方法の如何を問わず、当事者のいずれかから開示され、又は、本サービスを実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の一切の知識及び情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者及び情報の保有者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後、開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
- (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
- (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁により開示を要請された情報
- (7) 関係先の紹介又は面談アレンジを行うため必要な範囲でジェトロ又は専門家が関係先に開示する情報

15. ジェトロ、専門家及び申込者は、本サービスの遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む文書、電子媒体について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。本サービス期間中又は終了後において、ジェトロの指示があった場合には、申込者は、速やかにジェトロから交付された文書、電子媒体等を返還又は廃棄します。また、本サービス終了後又はジェトロの指示があった場合には、専門家及び申込者は、秘密情報を含む一切の媒体物（ジェトロの事前の承諾を得て作成した複製物を含みます。）を速やかにジェトロに返還又はジェトロの指示に従い廃棄します。

16. 本サービスに関わる個人情報は、本サービスの実施、関連サービスの案内及び調査等に利用します。また、その取り扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づくものとします。ジェトロの個人情報保護方針については

[\(https://www.jetro.go.jp/privacy/\)](https://www.jetro.go.jp/privacy/) をご覧ください。

17. 第 3 項の規定により他のサービスに取り次ぐ場合、ジェトロは申込者の事前の同意を得て、本サービスの申込みから本サービスを実施する過程において取得した秘密情報及び個人情報を申込者が他のサービスを利用するため必要な範囲内で、複製、複写及び開示等を行うことがあります。

### 【反社会的勢力排除に関する誓約事項】

18. 本同意書において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者又は次の各号のいずれにも該当しなくなった日から 5 年間を経過しない者をいうものとします。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定義される暴力団及びその関係団体

- (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員、暴力団準構成員並びに暴力団関連企業
- (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
- (4) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (5) その他、前各号に準ずる者

19. 申込者は、ジェットロに対し、次の各号のすべてについて表明し、保証します。
- (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
  - (2) 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
  - (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者又は受託者とししないこと。
  - (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
  - (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
  - (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行おう予定がないこと。
  - (7) 自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する違法行為を行わないこと。
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた要求行為
    - ③ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いてジェットロの信用を毀損し又はジェットロの業務を妨害する行為
    - ⑤ ①乃至④に準ずる行為
  - (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

20. ジェットロは、申込者が前項各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、本サービスの提供を終了し、ジェットロは損害賠償その他の一切の責めを負わないものとします。

21. 第6項及び前項の場合において、ジェットロ側に交通費（航空券代を含みますがこれに限られません。）、宿泊費のキャンセル料等の費用支出が発生したときは、申込者都合のキャンセルとみなし、第8項の規定を適用するものとします。

【準拠法・管轄】

22. 本同意書に定める法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠するものとします。

23. 本同意書に定める法律関係及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1番の専属的合意管轄とします。

以上

サービスに応募し、これを利用するにあたり、申込要領の記載内容及び本利用条件兼同意書の定める条件を確認のうえ、これに同意いたします。

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェットロ)あて

西暦 年 月 日

応募者（法人又は団体）名

所在地

代表者名

代表者印

※法人又は団体名のみ記載された印ではなく、これに加え、代表印であることが明記された登記印にて押印ください。